

○住宅建設計画法

(昭和四十一年法律第百号)

(目的)

第一条 この法律は、住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図り、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、住宅事情の実態に応じて、住宅に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「公的資金による住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。
一 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅(以下「公営住宅」という。)

二 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)による改良住宅

三 住宅金融公庫が融通する資金によつて建設され、若しくは購入され、又は改良される住宅

四 独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸し、又は譲渡する住宅

五 前各号に定めるもののほか、国、政府関係機関若しくは地方公共団体が建設する住宅又は国若しくは地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅

(住宅建設五箇年計画)

第四条 国土交通大臣は、社会資本整備審議会の意見を聴いて、国民の住生活が適正な水準に安定するまでの間、昭和四十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の住宅の建設に関する計画(以下「住宅建設五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 住宅建設五箇年計画には、五箇年間に於ける住宅の建設の目標を定めなければならない。この場合において、公的資金による住宅については、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

3 前項の目標を定めるに当たっては、住宅の需要及び入居者の負担能力を考慮し、かつ、適切な規模、構造及び設備を有する居住環境の良好な住宅が建設されるように配慮しなければならない。

4 国土交通大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県知事が、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の意見をきいて作成し、国土交通大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

5 国土交通大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 国土交通大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画を都道府県に通知しなければならない。

7 前各項の規定は、住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画に基づいて、社会資本整備審議会の意見を聴き、政令で定める地方ごとの住宅建設五箇年計画(以下「地方住宅建設五箇年計画」という。)を作成するものとする。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、地方住宅建設五箇年計画について準用する。
- 3 国土交通大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。
- 4 国土交通大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係都道府県に通知しなければならない。
- 5 前各項の規定は、地方住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。
- 6 国土交通大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、地方住宅建設五箇年計画に基づいて、関係都道府県の意見を聴き、都道府県の区域ごとの五箇年間ににおける公営住宅の整備の事業の量（以下「都道府県公営住宅整備事業量」という。）を定め、これを当該都道府県に通知しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、都道府県公営住宅整備事業量を定めようとするときは、公営住宅（公営住宅法第八条、第十条並びに第十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。）に係る部分については、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 8 前二項の規定は、都道府県公営住宅整備事業量を変更しようとする場合に準用する。
- （都道府県住宅建設五箇年計画）
- 6 都道府県は、前条第四項及び第六項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、市町村と協議の上、地方住宅建設五箇年計画に即して当該都道府県の住宅建設五箇年計画（以下「都道府県住宅建設五箇年計画」という。）を作成するものとする。
- 2 都道府県住宅建設五箇年計画には、五箇年間ににおける住宅の建設の目標を定めなければならない。この場合において、公営住宅その他地方公共団体が建設する住宅及び地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅については、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。
- 3 第四条第三項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画について準用する。
- 4 都道府県住宅建設五箇年計画のうち、公営住宅に係る部分については、都道府県公営住宅整備事業量によらなければならない。
- 5 都道府県住宅建設五箇年計画は、当該都道府県が作成した総合的な開発に関する計画との調整について十分配慮されなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県住宅建設五箇年計画を作成したときは、これを国土交通大臣に報告しなければならない。
- 7 前各項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。
- （住宅建設五箇年計画等の実施）
- 7 都道府県は、住宅建設五箇年計画に係る公的資金による住宅の建設の事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、都道府県住宅建設五箇年計画に係る前条第二項後段の住宅の建設の事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、都道府県住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 関係行政機関は、住宅建設五箇年計画の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に関し、相互に十分な協力をしなければならない。
- （住宅の建設基準）
- 9 国は、住宅建設五箇年計画に定められた住宅の建設の目標に即して必要な住宅の建設基準を定め、これに基づいて住宅の建設又は住宅の建設に関する指導を行なうように努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の建設基準に基づいて住宅の建設又は住宅の建設に関する指導を行なうように努めなければならない。（資料の提出等）

第十条 国土交通大臣は、住宅建設五箇年計画又は地方住宅建設五箇年計画の作成又は実施のために必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又はその所管に係る公的資金による住宅の建設基準、助成条件その他当該住宅の供給に関し意見を述べることができる。

○公営住宅法

(昭和二十六年法律第九十三号)

(用語の定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。
- 三 十六 (略)

○住宅地区改良法

(昭和三十五年法律第八十四号)

(定義)

第二条 (略)

2 5 (略)

6 この法律において「改良住宅」とは、第十七条の規定により施行者が建設する住宅及びその附帯施設をいう。

7・8 (略)

○行政機関が行う政策の評価に関する法律

(平成十三年法律第八十六号)

(基本計画)

第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

一 五 (略)

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七 十一 (略)

3 5 (略)

(事後評価の実施計画)

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

- 一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策
- 二・三 (略)
- 3 (略)

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法

(平成十七年法律第七十九号)

(地域住宅協議会)

第五条 都道府県、市町村、機構及び公社（以下「都道府県等」という。）は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、都道府県等は、必要と認めるときは、協議会に、当該都道府県等以外の公的賃貸住宅等の整備等を行う者を加えることができる。

- 2
- 3 (略)

○国土形成計画法

(昭和二十五年法律第二百五号)

(国土形成計画)

第二条 この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
- 二 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。）に関する事項
- 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
- 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
- 五 産業の適正な立地に関する事項
- 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
- 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
- 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

(略)

○社会資本整備重点計画法

(平成十五年法律第二十号)

(定義)

第二条 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であつて、第四条の規定に従い定められたものをいう。

- 2 (略)

○特定非営利活動促進法

(平成十年法律第七号)

(定義)

第二条 (略)

- 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
- 一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に關して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
 - 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

○地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)

- 第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条に
- ② おいて「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に關する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- ⑧ (略)